

## ～大田区立小学校・中学校施設の地域開放利用手続き～

### 目的

地域開放は、学校教育に支障のない範囲で、小学校及び中学校の施設を社会教育その他公共のために活用することにより、学習、文化及びスポーツなどの地域活動の振興を図ることを目的としています。

### 利用対象者

- 5名以上の団体で、構成員の半数以上が区内在住、在勤、在学者であること。
- 20歳以上の成人で区内に在住、在勤、在学する者が代表者になっていて、使用の時は成人が必ず参加していること。
- 宗教団体、政治団体・政党後援会、企業及び営利を目的とした団体などは使用できません。

### 利用の手続き

#### 1 団体の登録

- 使用したい学校に「大田区立学校施設使用団体登録申請書」（学校にあります。）を提出して、団体の登録をします。
- 登録は、使用したい学校ごとにする必要があります。
- 登録するときは、事前に学校に連絡をして、副校長と面談のうえ登録します。
- 団体の名称や代表者など登録した内容を変更したときは、改めて登録します。

#### 2 使用申請書の提出

- 学校施設の空き状況を確認のうえ、団体の活動日時・使用施設等を「大田区立学校施設使用申請書兼使用料減免申請書」（4枚複写。学校にあります。）に記入して学校に提出します（硬い台の上で強めに書いてください。）。
- 社会教育関係団体（一般・少年）、少年育成団体等は、学校施設使用料の減免制度があります。施設使用料の減免対象団体は、使用申請書の中の「減免申請をする理由」欄に社会教育関係団体届出済証の『届出番号』または少年育成団体登録証の『登録番号』を必ず記入する必要があります。 **《番号の記入がないと減免されません。》**
- 学校によっては、定期的に使用団体による調整会議を開催し、使用日の調整を行っている場合があります。この場合は、この会議に必ず参加して自分の団体の使用日時・使用施設等を申し出る必要があります。
- 教育総務課に使用申請書が提出できるのは、申請する使用日の2か月前の月の1日から使用日の10日前までです。学校には、使用日の2週間前ぐらいには提出します。

#### 3 施設使用料の支払い

- 団体の代表者に、施設使用料の「納入通知書」（施設使用料が免除の団体は除く。）と「大田区立学校施設使用承認書」を、教育総務課の施設活用担当から郵送します。
- 施設使用料は、納入通知書の納期現までに金融機関で納めます。

#### 4 学校施設の使用

承認された使用日当日は、学校の受付に使用料を納めたときの『領収証書』（施設使用料が免除の団体は除く。）と『使用承認書』を **必ず** 提示してから使用施設に入ります。

## 使用申請にあたっての注意事項～

- 使用申請書の「団体名」「代表者氏名」「代表者住所」等は、その団体を特定するための重要な項目です。学校への団体登録や社会教育関係団体届出の団体名、代表者氏名と同じ内容で記入します。
- 教育総務では、使用承認書を使用申請書に記載された「代表者住所」の「代表者氏名」宛てに郵送します。  
代表者以外に郵送を希望する場合は、使用申請書の余白部分に『送付先』として郵送を希望する宛先（郵便番号、住所、氏名）を記入します。
- 使用申請書の記載内容について問い合わせをする場合があります。電話番号はできるだけ昼間連絡がとれる番号を記入します。
- 使用承認書が団体に届き、内容に誤り等があった場合は、施設使用料を納める前に教育総務課施設活用担当（電話：03-5744-1445）まで連絡をお願いします。
- 施設使用料の減免対象団体（社会教育関係団体、少年育成団体）は、使用申請書の中の「減免申請をする理由」欄に社会教育関係団体届出済証の『届出番号』または少年育成団体登録証の『登録番号』を**必ず**記入する必要があります。  
≪番号の記入がないと減免されません。≫

## ～施設利用にあたっての注意事項～

- **自動車・バイクでの来校、学校の敷地内での喫煙は禁止です。**
- 施設を使用する際は、**受付に使用承認書と施設使用料の領収証書（使用料が免除の団体は除く。）を提示してから、使用施設に入ります。**
- 体育館を使用するときは、室内用運動靴を着用します。
- 承認されている使用時間は厳守します。活動の準備、後片付けの時間も使用時間に含まれます。
- 施設を使用していて設備や備品等を損傷した場合は、受付に状況を連絡します。損傷した場合、原状回復が原則ですので修繕費用等を負担いただくことになります。
- 活動終了後は、使用した施設を清掃し元の状態に戻します。また、ごみ等が出た場合は必ず持ち帰ります。
- 学校への入校、退校にあたっては、近隣への迷惑になりますので静粛にします。夜間に使用するときは、特段の配慮をお願いします。
- 団体の活動中の怪我等につきましては、大田区教育委員会では責任を負いません。各団体において、十分注意して利用します。
- **施設への入室、退室の際は、受付に団体名を告げるなど声をかけましょう！！**